統一的な基準による連結財務書類に係る注記

１．重要な会計方針

(1)　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産･･･････････････････････････取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和 59 年度以前に取得したもの･･･････････再調達価額

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ　昭和 60 年度以降に取得したもの

取得価額が判明しているもの･･･････････････取得価額

取得価額が不明なもの･･･････････････････再調達価額

ただし、取得価額が不明な道路、河川、及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②　無形固定資産･･･････････････････････････取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの･･･････････････取得価額

取得価額が不明なもの･･･････････････････再調達価額

(2)　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。）･･･････定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物　　13 年～50 年

工作物　　8 年～50 年

物品　　3 年～18 年

②　無形固定資産（リース資産を除きます。）･･･････定額法

ソフトウェア　　5 年

③　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

･･･････････････････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(3)　引当金の計上基準及び算定方法

①　退職手当引当金

期末自己都合退職の要支給額を計上しています。

②　賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額

について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(4) リース取引の処理方法

①　ファイナンス・リース取引

ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
イ　ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 連結資金収支計算書における資金の範囲
現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2．重要な会計方針の変更等
該当はありません。

3．重要な後発事象
該当はありません。

4．偶発債務
該当はありません。

5．追加情報
(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
① 連結財務書類の対象範囲は次のとおりです。

団体（会計）名	区分	連結方法	比例連結割合
岡山県市町村総合事務組合（一般会計）	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.9015%

連結の方法は次のとおりです。
一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

(2) 出納整理期間
地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次の通りです。
(ア) 範囲

翌年度以降財産収入として措置されている公共資産

ただし、連結対象団体（岡山県市町村総合事務組合）については、すべての普通財産としています。

(イ) 内訳

物品　　200,000 円　（2 円）

令和 6 年 3 月 31 日時点における売却可能金額を記載しております。

上記の（1 円）は貸借対照表における簿価を記載しております。